

特殊な貨車を運送する車両の構造

第78条 可燃性液体、自動車その他の特殊な貨物を運送する貨物車は、当該貨物に起因する火災を防止することができる構造及び設備を有するものでなければならない。

[解釈基準]

[基本項目]

1. タンク車の構造は、以下のとおりとする。

(1) タンク車は、移動又は損傷を生じないように台枠に確実に取り付けられ、その前後端は、台枠の前後端よりはみ出さないこと。

*他車両と衝突し車体に変形した場合でも隣接する車両と接触しない為

(2) 液体危険品（国土交通省大臣が告示で定める物のうち火薬類取締法第20条第2項の適用を受けない危険品[可燃性液体、酸類、酸化腐食剤及び揮発性毒物に限る。]のうち液体のものをいう。）を運送するタンクは、以下のとおりとする。

① 胴板は厚さ9mm以上、鏡板は厚さ12mm以上並びにマンホール及び注入口のふたは厚さ6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有するものであること。なお、「鋼板」とは、JIS G 3101 一般構造用圧延鋼板又はJIS G 3114 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材をいう。

② 突出している弁、注入口等の付属装置には、損傷を防止するための装置を設けること。

③ 静電気による災害が発生するおそれのある液体危険品を運送するタンクには、接地をするための装置を設けること。

*高圧ガス[高圧ガス保安法第2条]（主にアセチレンガス、液化天然ガス、液化アンモニア、液体塩素等）を運搬するタンク車にあつては、本省令の他に高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）の適用を受けることとなり、検査における規格は、容器保安規則第72条「鉄道車両用に固定する容器等の検査又は再検査における規格」に定められている。

2. 自動車運送車の構造は、以下によること。

特別高圧の交流電車線区間を運転する無がい車の車両であつて、自動車を運送するものには、自動車と当該車両とを電氣的に接続するための装置を設けること。

*架線切断時に積載している自動車に接触し、タイヤが焼損することによる火災を防止するため、その際に変電所において架線が接地したことを検知できるようにするため。

以 上